指標　14.6.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標　14.6.1　IUU 漁業（Illegal（違法）・Unreported（無報告）・Unregulated（無規制））と対峙することを目的としている国際的な手段の実施状況

ターゲット　14.6　開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

ゴール　14　持続的な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

定義及び根拠

○　定義

IUU 漁業対策を目的とする国際的な手段の実施に係る進捗状況

○　概念

「IUU 漁業対策を目的とする国際的な手段」とは以下の国際条約、協定等をいう。

- 海洋法に関する国際連合条約（以下、「国連海洋法条約」という。）
- 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（以下、「公海漁業協定」という。）
- IUU 漁業を排除するための国際行動計画（以下、「国際行動計画」という。）
- 違法な漁業，報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し，及び排除するための寄港国の措置に関する協定（以下、「違法漁業防止寄港国措置協定」という。）
- 保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定（以下、「フラッギング協定」という。）

○　根拠及び解釈

IUU 漁業は国や地域の魚類資源管理の努力を減殺し、結果として、FAO の責任ある漁業のための行動規範等で規定される長期的に持続可能で責任

あるゴールを達成する取組を阻害するものである。また、IUU 漁業は、漁業許可を遵守して漁業を行っている漁業者に大きな不利益を与えるものである。このため、IUU 漁業対策は迅速に透明性を持って行われなければならない。もし、IUU 漁業が抑制されず、本来厳しい管理が必要とされる脆弱な資源をターゲットとして行われるならば、このような資源を健全なレベルに戻すことは極めて困難である。IUU 漁業を効果的に抑制するため、多くの国際的手段が導入されている。

以上に鑑み、この指標は、IUU 漁業対策のための国際的手段の実行を基礎として算出する。

なお、この方法は、指標の管理機関である FAO から示されている指標の作成方法に沿ったものである。

データソース及び収集方法

FAO 責任ある漁業のための行動規範（以下、「行動規範」という。）の質問票の IUU 漁業対策に関するセクションの質問に対する回答

算出方法及びその他の方法論的考察

指標は、行動規範の質問票の IUU 漁業対策に関するセクションの質問に対する我が国の回答をベースとする。

変数 1：国連海洋法条約の遵守及び実施
変数 2：国連公海漁業協定の遵守及び実施
変数 3：国際行動計画の発展及び実施
変数 4：違法漁業防止寄港国措置協定の遵守及び実施
変数 5：フラッギング協定の実施

上記措置の遵守及び実施についての回答を基に、国は 0 から 1 の間で指標を評価する。それぞれの変数は、IUU 漁業対策の措置としての重要性と措置間の重複を考慮して重み付けされる。変数の重み付けは以下のとおり。

変数	**重み付け**
変数 1	10%
変数 2	10%
変数 3	30%
変数 4	30%
変数 5	20%

○　コメントと限界

該当なし

データの詳細集計

該当なし

参考

該当なし

データ提供府省

農林水産省水産庁

関連政策府省

外務省

農林水産省水産庁

担当国際機関

国連食糧農業機関(FAO)